

令和4年度石川県男女共同参画審議会（令和5年3月27日開催）発言概要

（土田男女共同参画課参事）

ただいまから令和4年度石川県男女共同参画審議会を開催いたします。始めに、酒井県民文化スポーツ部長から挨拶を申し上げます。

（酒井県民文化スポーツ部長）

本日は皆様大変お忙しい中ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

また平素より本県の男女共同参画施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

始めに、既にご承知と存じますけれども、浅野邦子様が先月2月にご逝去されました。浅野様におかれましては、この審議会が設置された平成14年から長きにわたり委員を務められ、本県の男女共同参画の推進にご尽力を賜りました。ここに深く感謝の意を表し、ご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、本格的な人口減少時代を迎えた中、とりわけ女性の活躍推進には、仕事と生活が両立できる環境を整備することが重要であり、本県では全国に先駆けてワークライフバランスや保育サービスの充実に取り組んでまいりました。

そして、今年度は国と共同で、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」シンポジウムを開催したり、企業における女性管理職の登用促進を後押しするため、「いしかわ女性が輝く企業創造塾」を開講するなど、女性活躍がさらに加速するよう取り組んできているところであります。

また、来年度ですけれども、女性をはじめとする県民の活躍を一体的に推進、強化するため、県では組織改正を行うこととしております。現在の男女共同参画課と県民交流課を改組し、新たに女性活躍・県民協働課を設置し、引き続き、いしかわ男女共同参画プランに基づき、あらゆる分野における女性の活躍推進、安全安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実、の3点を強化するポイントとして掲げ、一層の施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、こうした県の男女共同参画に関する取り組みについて、ご報告をさせていただきます。委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(土田男女共同参画課参事)

昨年5月に、任期満了に伴う全委員の委嘱替えを行っており、本来ならばここで全員の皆様をご紹介すべきところではございますが、お配りした委員名簿をもって紹介に代えさせていただき、今年度新たに委員に就任された方のみをご紹介させていただきます。

公益財団法人石川県国際交流協会の魚直樹委員です。

(魚委員)

魚でございます。よろしく願いいたします。

(土田男女共同参画課参事)

石川県農業協同組合中央会の北智子委員です。

(北委員)

北です。どうぞよろしく願いいたします。

(土田男女共同参画課参事)

以上2名の方です。なお、日本労働組合総連合会石川県連合会の糸崎弥央委員、石川県小中学校長会の中本武美委員、公募委員の山田純子委員も新たに就任されましたが、本日は欠席となっております。

なお、お手元の資料では13名ですが、高田委員が急用で欠席となりましたため、本日は委員19名中、12名の出席となっております。

次に、本日の審議会は、委員改選後初めての開催でありますので、石川県男女共同参画推進条例第18条第9項の規定によりまして、まず本審議会の会長を選出していただきたいと思っております。会長については委員の互選となっております。どなたか会長に立候補をされる方、また、会長選出についてご意見はありませんか。

(松崎委員)

はい、委員の松崎でございます。これまで通りですね、金沢大学名誉教授の八重澤委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(土田男女共同参画課参事)

八重澤委員との声が上がっておりますが、皆様いかがでしょうか。

(一同拍手)

八重澤委員お願いできますでしょうか。

(八重澤委員)

よろしく申し上げます。

(土田男女共同参画課参事)

それでは本審議会の会長は八重澤委員に決定いたします。八重澤会長には、会長席へお移りいただきまして、これからの進行をお願いいたします。

(八重澤会長)

ずっとこれまでも、会長をさせていただいているのですが、また、再度させていただくことになりました。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

それで、今現在いろいろと国のほうも県のほうも、特に男性、女性、次世代のことなど、様々な問題が山積しておりますので、しっかりと考えていきたいと思っております。そのためには、委員の方々一人一人の貴重な意見をお寄せいただくことが、とても大事だと思っておりますので、私も一生懸命やらさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

そしてこれからは、まず会長代理の指名につきまして、条例第18条第11項の規定に基づき、あらかじめ示しておく必要があります。中村委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。何か一言ありますか。

(中村委員)

はい、会長代理にご指名いただきました中村でございます。会長にもしものことがあったときにだと思っておりますので、活躍する場は無いかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(八重澤会長)

それでは、報告事項（１）「令和４年度男女共同参画の進捗状況」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（森男女共同参画課長）

男女共同参画課の森でございます。よろしくお願いいたします。

私の方から資料１の報告と、資料２の報告と一緒にさせていただきます。初めに皆様のお手元にあります、資料１の推進状況報告書をご覧いただきたいと思っております。

これにつきましては男女共同参画の条例に基づきまして、毎年作成し、公表しているものになります。昨年の公表データから変更があった箇所を中心に説明をいたします。それでは７ページをお開きください。

７ページの上の表になりますが、こちらは石川県各種審議会等への女性の登用状況でございますが、県の審議会等における女性委員の割合は、令和４年６月現在４３．６％、女性委員は５４１人で、見ていただいた通り年々増加をしています。

県の男女共同参画プランでは、１２年度末までに女性委員の割合を５０％とする数値目標を掲げておまして、この達成に向けまして平成２８年度から各部で女性登用促進計画を作成するとともに、具体的な人選に入る約３ヶ月ほど前には、当課と事前協議を行うなど、登用促進に向けた取り組みを強化しているところでございます。

次に、その下の「３ 管理職に占める女性の割合」のグラフですが、これは５年ごとに調査する国勢調査に基づきまして算出されたデータになります。本県の管理職、会社役員、会社管理職員、それから管理的公務員等に占める女性の割合ですが、管理的公務員等につきましては、教員などの専門職は含まれておりません。この女性の割合は一番右端にあるデータのところでございますが１４．３％で、前回の調査と同様に全国平均より低い状況となっております。

次に、１２ページをお開きください。「（２）育児休業の取得状況」ですが、女性は９４．２％で全国平均を上回っています。男性は６．５％で、前年度より２．５ポイント上昇しましたが、全国平均より低い状況となっております。

次に、１４ページをお開きください。ページ下の「２ DVに関する相談及び一時保護件数の推移」をご覧ください。県内の配偶者暴力相談支援センターに寄せられました、令和３年度の相談件数ですが、表の右端に記載のとおり１，７３１件になります。年度ごとの増減はありますが、支援センターが設置されました平成１４年度と比

較しますと、約2.6倍に増加しています。また、県の女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は29件となっております。

次に、となりの15ページの下の方をご覧ください。「3 性暴力被害に関する状況」の「(2) 性暴力被害の相談の状況」でございます。こちらは平成29年10月に開設しました、いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」の令和3年度の相談件数を記載しております。電話、面接、メール合わせて347件でございます。推移の記載がなく、口頭で大変申し訳ありませんが、開設当初の平成30年度は354件、令和元年度は391件、令和2年度は414件で、相談件数は350から400件で推移している状況です。それから、令和3年度の相談の年代ですが、20代以下の若年層の相談が全体の42%となっております。

次に、24ページをお開き願います。24ページには石川男女共同参画プランの体系図が記載されておりますが、この24ページから27ページにかけては、プランに掲げた3つの基本目標に基づく施策の体系図と、数値目標等を記載しております。

次に、28ページをお開き願います。28ページから36ページまでは、男女共同参画プランの推進にかかる県の施策を、基本目標ごとに整理して記載しております。今年度の男女共同参画課の主な事業につきましては、のちほどご説明させていただきます。

それでは次に、39ページをお開き願います。ここからは、市町における男女共同参画の推進状況になります。39ページの下の方、「4 苦情処理体制、審議会等における女性委員の状況」については、令和4年4月1日現在の状況を示しております。市町全体の審議会等の女性委員の比率は、表の一番右端の下に記載のとおり、30%と記載しております。前年は29.6%でございまして、0.4ポイントの増加になります。これを5年前の平成29年と比較すると、平成29年は28.1%でありまして、2.0ポイント増加しております。少しずつ女性委員の登用が進んでいる状況が見られます。

次に、40ページをお開き願います。上の表の、「5 市町議会議員、管理職の在職状況」でございます。こちらの方の表の真ん中をご覧くださいなのですが、真ん中には市町ごとの管理職の女性比率の記載があるのですが、市町全体の女性比率の合計になりますと、23.2%になります。前年は23.1%で、ほぼ変化はみられませんでした。これにつきましても、5年前の平成29年と比較しますと、平成29年

は17.6%でしたので、5.6ポイントの増加となります。こちらの方も少しずつ女性管理職の登用が進んでいる状況が見られます。

続きまして、その下の「6 公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長の状況」の方をご覧ください。表の一番右側に「自治会長（区長）」というところがございますが、市町全体の「自治会長」の比率は、一番右下に記載のとおり、3.2%という状況になります。前年は3.0%でしたので、0.2ポイントの増となっています。こちら5年前の平成29年と比較しますと、平成29年は2.6%でございまして、0.6ポイントの増加となります。

資料1の説明は以上でございます。次に資料2の説明に移りたいと思います。お手元の「資料2 いしかわ男女共同参画プラン2021に基づく主な事業」をご覧ください。

まず1枚目ですが、今年度の主な事業を、プランの3本の基本目標の女性活躍、暴力の根絶、意識啓発に沿って整理したものになります。この3本の基本目標の事業ごとに、今年度実施しました新規事業を中心に説明いたしますので、詳細については資料の2枚目をお開き願います。

まず、「働く女性の活躍推進」についてですが、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」地域シンポジウムの開催となります。「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」につきましては、平成26年に国の主導により、女性活躍推進には、組織のトップが責任を持つことが重要との観点から、企業経営者等で発足したのになります。現在、全国で約300名の企業経営者や地方公共団体の長などが参加しています。

県におきましても、率先してそうした姿勢を示すため、馳知事が就任後すぐにこの会に参加しまして、かつ、本県における女性活躍推進の気運の醸成を図るために、昨年10月18日に国と共同で地域シンポジウムを開催いたしました。

開催にあたりましては、審議会委員の皆様からも多数のご参加をいただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで県内外の企業経営者の皆様など約320名の方にご参加いただくことができました。

次に2枚目ですが、「いしかわ女性が輝く企業創造塾」の開講になります。こちらは、企業の幹部や人事管理者などを対象に、先進企業の取り組みから女性活躍のノウハウを取得し、自社のロードマップを作成する全6回の連続講座として、西垣副知事を塾長に10月から2月にかけて開講いたしました。

毎回、県内外の先進企業の事例を学ぶとともに、その事例に基づいて塾生同士でグループ討議を行っていただき、最終回までに24社の企業の方に自社のロードマップを作成いただきました。

次に、3枚目をご覧ください。「女性等に対する暴力の根絶」に関する事業についてです。始めに「性被害をなくすための出前講座」の実施になりますけれども、対象を、今年度から、高校生にも広げて実施をしております。高校生についてはこれまで、DVの予防啓発セミナーを実施していますので、そちらの方で性暴力についても説明してはいましたが、性暴力は、若年層の被害相談の割合が高いために、高校生も対象としました。講座は、12校で行いました。内容としては、より良い人間関係の築き方や被害にあった際の対応、相談窓口などについて、理解を深めていただきました。

次に4枚目をご覧ください。「幅広い層への意識啓発」についてです。意識啓発のための啓発物を、参考資料としてお手元に配布しております。その中で、小中高向けの男女共同参画啓発物は、学校のICT化に対応できるように、資料で点線にしてありますが、こちらの啓発グッズはすべてデジタル化をいたしました。

以上、推進状況と令和4年度の主な事業の説明を終わらせていただきます。

(八重澤会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(八重澤会長)

すみません。私が発言するのは、もしかしたらイレギュラーなことかもしれませんが、実はさきほど早く来てお話をさせていただいていたんですが、こちらの進捗状況の方に、市町における男女共同参画の推進状況が、一覧表になっていますよね。すると、これがスタンダードなものさしで測ったものとして、ずっと後まで続くわけですが、実はこの県に特徴的なもので、これ以外にいくつかあるんです。

多分管轄する課が違うので、こちらでは公表しないと思うんですが、例えば資料にちょっとでもいいですから、石川県の教育現場における女性管理職の割合というのは、全国一位なんですね、これずっと1位なんですよ。去年が40%と聞いておりますし、今年は42%です。それで、女性の校長先生、副校長、教頭先生という管

理職の方というのは、確実に次世代の子供たちのモデルとなる、とてもいいケースだと思うんですね。ですから、これをどこかに記述するような、県の特徴もちょっと記述していただくようなことがあればいいなと思うのです。

これだけではなくて、例えば現在いろいろ言われている理系女子学生がどのぐらい進学するのだろうか、とかですね。あるいはLGBTQだとか、そういうのは人権の一環であるので、この場では取り上げるのにふさわしくないのかもしれないんですけども、そうしたものにすごく県では一生懸命力を入れてプライドパレードを実施したりされてるんですね。

ですから、この表はこのままでいいですけども、そこにちょっとプラスアルファとして、掲げていただきたい。どんなところかといいますと、41ページの終わりくらいに1枚くらい白紙になっていますよね。このところにその他の特記事項として、石川県にはこういうのがありますよ、みたいなものが載っていると、ちょっと私たちも元気が出るのかなと、思った次第なので、ぜひ検討してみてください。

(森男女共同参画課長)

はい、ありがとうございます。今後、来年度に向けてまた、どういうデータを載せていけばいいかなどは検討させていただきたいと思います。

(八重澤会長)

他にはいかがでしょうか。久保委員、何かありますか。

(久保委員)

そうですね、以前女性に対する暴力についての小委員会を担当しておりました関係で、かつてだとこのようなことを言うとまだ早いというか、ちょっと場違いかと思ったんですけど、例えば「女性等に対する暴力の根絶」という表記も、幅を広げるような形にならないかなと思います。

「女性等」にはどのようなものが含まれているのか、というところをあえてはつきりさせない方が包括的であるという側面もあると思います。例えば、今、八重澤会長がご挨拶なさったときに、「女性、男性それから子供」と並べておっしゃいました。かつては「男性、弱い男性についてのケアが必要だ」などと申し上げると、この審議会の場でのこととして私も覚えているのですが、失笑が漏れたものでした。ですが、

やはり女性等に対する暴力の根絶ってというのは、例えば、弱い人を。例えば、障害をお持ちの方とか歳を取って、またそれか先ほどおっしゃいましたけど、性的な少数派の人たち、それから子供ですね。そのような人たちに対する暴力っていうものも今後は広く見ていかなきゃならないと思います。

例えば、2020年にユニセフが行った「子どもの幸福度調査」によると、身体的な健康については、日本は38カ国中の1位となっております。けれども総合順位は20位だそうです。何が起きているかという精神的幸福度においては、38か国中37位と下位に沈んでいることが影響している。この石川県、そして北陸というところは幸福度の高いところですよ。なので、いろんなことがこの場所を起点にしてできるんじゃないかなというふうに思います。例えば、「女性等」という用語についても、頻繁に変更することは避けるべきですが、より多様な要素を含んでいくことを考えていく時期かなというふうに思っています。

(八重澤会長)

はい、ありがとうございます。

そうですね、やっぱり石川県のことを情報発信すると非常に大きな影響力があります。ですから、確かに言葉遣いにも注意が必要かなという風に思っております。よろしく申し上げます。ほかにいかがでしょうか。

はい、それではまたもし後でお時間がありましたらまたどうぞ、質問をしてください。どうもありがとうございました。

それでは、次に報告事項(2)「令和5年度新規事業および報告事項」(3)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について事務局からご説明をお願いします。

(森男女共同参画課長)

はい、それでは次に、来年度の新規事業についてご説明をさせていただきます。お手元の「資料3 令和5年度新規事業」をご覧ください。

先ほど部長から挨拶の方で申し上げましたが、令和5年度は女性活躍・県民協働課で事業を行います。その中の男女共同参画課が所管している部分についてご説明をさせていただきます。来年度は、さらなる女性の活躍推進に焦点をあて、新たな事業を実施することとしております。

まず、あらゆる分野における女性の活躍推進ですが、「県内企業の成長に向けた女性の更なる活躍の推進」でございます。具体の事業ですけれども、先ほど今年度の取り組みでご説明しました「企業創造塾」を引き続き実施すると共に、今年、塾を卒業した各企業の取り組みが円滑に進むようにフォローアップのための研修や個別相談を実施することとしています。

次に「輝く女性リーダー交流研修会」についてでございますけれども、こちらは企業で働く女性は、身近に女性管理職が少なく、能力があっても敬遠するというか遠慮するというか、そういったお話を企業の方からもお聞きすることがありますので、まずは、女性管理職同士のネットワーク構築を図るため、研修会やオンラインでの交流会を開催したいと思います。それとともに女性管理職のロールモデルの発信を行いまして、管理職を目指す女性を増やしていきたいと考えております。

それから、その下の「女性活躍特設サイト」についてですが、企業向けに女性活躍に関する情報をわかりやすく発信するために、サイトを開設しまして、そのサイトの中では、例えば先進企業トップの方のインタビューや、企業創造塾のダイジェスト版の発信とか、それから女性管理職ロールモデルの方を紹介するとか、そういった動画を配信して、企業向けの意識啓発を行っていききたいと思います。

次に、「女性の多様な働き方への支援」です。こちらは働く意欲はあるんだけど、子育て中であつたり、夫の転勤などで辞めざるをえなかったりとか家庭の事情で未就業となっている女性に対しまして、在宅ワークなどそれぞれの事情にあわせて働き続けられる支援を行う事業になります。今後、成長が見込めるデジタル関連の在宅ワークのキャリア支援や就業機会の提供など、多様で柔軟な働き方に向けた支援を行うこととしています。

次に、あらゆる分野における女性の活躍推進、幅広い層への意識啓発についてですが、こちらの「家事アウトソーシングの普及啓発」ですが、これまでも男女が共に家事を分担することを推進するために、いろいろ意識啓発に取り組んでまいりましたが、来年度はこれまで取り組んでいなかった、家事代行サービスなどの家事のアウトソーシング、外部化の普及啓発に取り組むこととしています。

家事代行サービスなどの利用にあたりましては、家事は妻がやるべきといった心理的なハードルがありますので、家事代行サービスなどを利用した体験談などを募集、発信することで、そのハードルを下げたいと思います。それからもう一つは、費用が掛かるといった金銭的ハードルについては、今後、県がデジタル化の施策で整

備します、広域データ連携基盤の電子クーポン発行機能を活用し、家事代行の事業者へサービス割引の電子クーポン発行していただき、家事代行サービスなどへの抵抗感を下げ、気運醸成を図ることとしています。

一番下に書いてあります、安全・安心な暮らしの実現の「困難な問題を抱える女性への支援に関する計画の策定」ですが、これについては、令和6年4月に施行されます、「困難女性支援法」において、都道府県に基本計画の策定が義務付けられました。

その法律の概要について説明させていただきますので、資料4をご覧ください。こちらの1枚目の資料は、法律の概要が記載されておりまして、それをもっとポイントを絞った説明になっているのが、2枚目の横の資料になります。こちらの2枚目のポイントペーパーの方で法律の概要について説明させていただきます。

まず、この資料の一番右側に売春防止法という記載がありますが、その下の方に囲んでありますが、第4章「保護更生」というところがありますけども、これまで婦人保護事業は売春防止法の第4章「保護更生」に基づきまして、石川県女性相談支援センターで女性からの様々な相談に対応してまいりました。

ただし、資料の一番上の囲みに記載のとおり、現在の女性をめぐる課題は生活困窮や性暴力、家庭関係の破綻など、複雑化、多様化、複合化し、新たな女性支援の強化が喫緊の課題となっています。そこで、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却し、「目的・基本理念」に記載のとおり、新法では「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に規定されました。主な法律の内容としては、国が今年度中に基本方針を策定しますので、その基本方針に基づき、県は令和5年度中に基本計画を策定します。その横に「支援調整会議」と記載がありますが、関係機関や民間団体で協議する場を設ける必要があります。

それからもう一つ、下の方の吹き出しにも書いてありますけども、民間団体との協働による支援という内容も、この法律では盛り込まれております。女性相談支援センターにおいては、相談や一時保護、自立に向けた援助を行っておりますが、民間団体と協働して、居場所の提供やインターネットを活用した相談等を行うこととされています。現在示されている国の基本方針の案においてですが、この計画は、DVの計画などと一体に策定することができるとされておりますので、今後、県のDV計画と一体で策定することも視野に入れて検討していきたいと思っております。

それから、新しい計画の検討につきましては、DV被害者支援とか、困難な問題を抱える女性の方々の支援の関係者の方々にお考えをお聞きしながら、策定していくこととしております。計画の骨子案などについて本審議会の委員の皆さま方にも、ご意見をお伺いしたいと考えておりますので、その時はご協力をよろしくお願いいたします。私からの説明は以上になります。

(八重澤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料3に書かれている「新規事業」および資料4の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などに関して、ご意見ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

はい、作田委員お願いいたします。

(作田委員)

資料3の家事アウトソーシングの普及啓発ですけども、今まではどちらかというところトモ活ということで、男性も家事をね、やるべきだって進めてきた経緯があるかと思えますけども。これを見ると、それはどうなっているのかね、トモ活自体がね。そして次に発展としての家事代行サービス、行政としての選定とかそういうのが出てくるかと思うんですけど、それをもうちょっと詳細に説明していただけますかね。

(八重澤会長)

こういうことでしょうか。家事代行を担当するところの選定のことでしょうか。それとも、それはどのようにするかという。

(作田委員)

というよりも、本来ならばトモ活というのをね、もっともっとね。要は男性もやっぱり家庭に入って、食事とか育児とかも協力すべきなんですけどね。本来ね。それはどの程度進んでいるのか。そして、いきなりこういう、外部化を促進ってなってくると、それは次の話ですよ。

(八重澤会長)

まず、どのように家庭内でちゃんと共同参画がなされているのかっていうことと、それをまず土台にして、その次にこのことについてですよね。まずはその一つ目の、どのようになってるかってことを聞きたいんですね。

よろしく申し上げます。

(森男女共同参画課長)

ありがとうございます。そうですね、委員がおっしゃられるように、家事育児などの分担は男女がともに行うっていうことが大事なことです。それで、その意識啓発につきましては、引き続き行っていかなければならないので、そこは引き続き行います。

今、新規事業で、令和5年度の取り組みとして新たに行う事業をお示したので、ちょっと記載はないんですけども引き続き、意識啓発というところは取り組んでいきます。ですが、今までも取り組んできてますし、これからもやっちはいくんですけども、やはり家事育児の負担が男性よりも女性に大きく偏っているというところは、変わりはないので、石川県は働く女性の方の就業率が高いので、それであれば、その女性の負担を軽減するためにどういったことができるかっていうことを考えたときに、ちょっと踏み込んだ事業にはなりますが、家事のアウトソーシングというところの普及啓発に取り組みたいなということでこういった事業になっております。

業者の選定っていうところになりますけども、ちょっと私どもの方でざっと調べたところ、県内に10社程度の家事代行サービスをされている事業者さんがいらっしゃいまして、そういったところに今申し上げたクーポンの発行ですね、そういったところにご協力いただけるようなところをこれから探してご説明して、ご協力いただけるようにお願いしていきたいと思っております。

(作田委員)

あの、まずトモ活の問題ですと、やっぱり私が思うのは小中高あたりで家庭家事について、その辺の教育をしっかりとやるべきじゃないかと思うんですね。そういうのちょっとなかなか一般の人が見えてこないんじゃないかなと思ってますね。そちらを積極的にされた上で、ここにアウトソーシングですかね。

(森男女共同参画課長)

男女共同参画の教育というか、教育の現場での普及啓発という点についても、先ほど幅広い層への意識啓発というところで、いろいろ若者の啓発ツールとかのご紹介をいたしましたけれども、そういったところを活用してもらいながら、教育の現場での男女共同参画の方を進めていきたいと思っています。

大学への出前講座をやっておりますし、直接的にはそういったところで引き続き男女共同参画の啓発を行っていきます。それをした上で、女性が家事負担の軽減を図る事業も同時に行っていきたいと思っております。

(作田委員)

はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

(八重澤会長)

並行してやるわけですね、もちろん意識啓発もやって、ちゃんと教育をしていきつつ、アウトソーシングのことも考えて、そういうことですかね。ありがとうございます。

はい、中村委員。

(中村委員)

三つほどあるんですけども、家事のアウトソーシングのお話が出たので、そこから行きたいと思いますが、私これぜひやっていただきたいと思っております。当然トモ活というのは大事なことで、家事は男性、女性でやっていくべきというのはあるんですけども、男女が働いてる家庭では時間が非常に限られていて、トモ活の中でもやはり優先的に直接やるべきものと、それから家事代行できる、例えば掃除ですとか。そういったものは、多分優先順位が低くて外部に出してもいいようなところじゃないかというふうに思っています。

女性の方はいつも自分がやっているもので、それをやってほしいと思うんですけども。逆に男性の方は自分の家に他人が入って欲しくないという意識があって、なかなかその家事を外に出すことが難しいんじゃないかというところもあります。ぜひそういう男性の意識をなくして、外部化のハードルを下げるということを、県で率先してやっていただけると、私は個人的にはありがたいなと。どんどんハードル下げている、余った時間はですね、一緒に例えば育児をするとか、そういう方に向けられ

ばいいかなというふうに思っておりますので、ぜひがんばっていただきたいと思いません。

それから二つ目は、輝く女性リーダーの交流研修会の中の、ネットワークの構築というところなんですけれども、たくさんの女性管理職の方に参加していただくことが重要かと思うんですが、どういうふうな形で集められるのかは分からないんですけれども、やりましょうという声を上げて、なかなか手が挙がらなかったときに、ぜひですね、女性の管理職がいるような会社に行っていただいて、参加するように働きかけをしていただければというふうに思っています。

なかなか一般的に声をかけるだけでは集まりづらいかと思えます。情報を集めるのはなかなか難しいかもしれませんが、経営者団体の中で、最近そういう会社はありますか、ということで情報収集しながら、個別に参加を呼びかけていただければいいかなと思えます。

最近、私の知り合いの女性の方も執行役員に初めてなったんだけど、どうしたらいいかなとおっしゃっていたので、ぜひそういう方を探し出して、話していただければと思います。

それから、女性活躍特設サイトのところで、先進的な雇用している企業の情報発信というところがあったのですけれども、石川県内では、中小企業の数が非常に多くて、やりたくてもできない、というところも多いかと思えます。そういった活躍してもらいたいけども、こんなことがネックになって、できないんです。という情報も積極的に発信していただいて、その中で、うちはこんなふうにはしています、というリアクションがあるような、何かそういった形での発信をしていただけると非常にいいかなと。

経営者の中には、したいけれどもやはり人数が限られているとか、部署が限られているということで、なかなかできないというところも多いので、ぜひそういった悩みを共有しながら、工夫できることを少しずつできるような場にしていただければというふうに思います。以上です。

(八重澤会長)

はい。ありがとうございます。お答えされますか。

(森男女共同参画課長)

はい。三点の事業について、それぞれアドバイスをいただきまして、どうもありがとうございます。実際に事業を行っていく上で、中村委員がおっしゃられたことにつきまして、気をつけながら、考えながら、行っていきたいと思いますので、何か知恵などありましたら、教えていただきたいのでよろしく願いいたします。

(八重澤会長)

はい。それでは他の委員の方、どなたでも。

(久保委員)

家事のアウトソーシングについて、中村委員がおっしゃったことに私も大変賛成いたします。ただ確かに委員がおっしゃっていたように、知らない人が家に入ることについて抵抗がある人は、男女を問わず、少なからずいると思いますので、先ほど、10社ほどの会社があるとお示しくございましたけれども、例えば普及について県が情報発信をされるということであれば、信頼できるところを紹介していただきたいという思いがあります。

様々な家事は常により簡単にできる方向を目指すものと思いますが、例えばそうする必要のある人が必ずしもそうする余裕がある人とは限りません。ですから、例えば特に年齢や様々な障害によって、通常の家事を行うことが困難になっている方に、何か補助することができたら良いだろうと思います。

現在、様々な工夫された家電、自動食器洗い機とか、ロボット掃除機等々にありますけれども、必ずしも人の手がやらなくてもいい作業について、中村委員もおっしゃっておられましたが、そのような道があるんだということを積極的に教えていただけるといいかなというふうに思います。

私も家事のアウトソーシングについていろいろと考えているところなので、県からの先ほどのお話は嬉しく思いました。どうかよろしく願いいたします。

(八重澤会長)

ということで、とても期待があるということがわかりました。他の委員の方いかがでしょうか。

(能木場委員)

よろしいでしょうか。能木場です。

家事代行は、本当に女性にとっては、すごく嬉しいこととして、今お話聞いてたら、息子の家の家事代行を私がしてるような思いで聞いておりました。今日は息子もお嫁さんも出かけているので、孫2人の食事はお願いしますっていう感じで、言われることもあります。それから、電気屋さんが、こないだ掃除機が壊れたので、取り付けに来るので、その時間におってくださいとか言って、私の都合も聞かないで、そんなふうに頼んでいきます。

本当にみんなで協力をするということは、一番男女参画でいいことなんだなということをつくづく考えながらおられます。輝く女性のリーダーが、石川県が多い県ということですので、みんなで協力をしてこそ、女性が安心してお仕事にでられる、そして、また元気なお年寄りの皆さんも協力をします。高齢で一人暮らしの方には、手を差し伸べておあげしないといけないんですけど、まだまだ元気な若い、お年は召してもとても元気な高齢の皆さんも多いですので、うちはサッカーの送り迎えを私の主人が一生懸命しておりますし、何かみんなで協力してこそ成り立つかなというふうに思っております。

(八重澤会長)

どうもありがとうございます。他はどうですか。

(菅村委員)

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律っていうのに対して、この困難な問題を抱える女性っていうものを一括りにすると、すごく幅が広いと思うんです。それぞれがイメージする女性像っていうのは、どこまでがどうなのかなという、あまりにも広いので、そこを何かもう少しわかりやすくお話いただけないでしょうか。

(森男女共同参画課長)

先ほど、資料4の方で説明させていただいた中でですね、こちらの資料4の縦の方をご覧くださいませ。これの上の方の米印のところには困難な問題を抱える女性とは、という記載があるんですけども、そちらの方には性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上

で困難な問題を抱える女性をいう、というふうに法律の中でこういう定義をしております。

ポイントペーパーの方で説明させていただいた通り、生活困窮を抱えている女性や性暴力の被害、性犯罪の被害、それから家庭関係が破綻してしまった女性、そういった女性のことを困難な問題を抱える女性というふうにしております。

(菅村委員)

わかりました。ただ私は今実際に、離婚した母子家庭のところに支援に行ったり、見守り支援というので行っているのです、例えばそういうことと合致するのかなと思っ
てちょっとイメージしていました。それで、そういう対象であれば、わかりやすいか
なと思うんだけど、10代から多分高齢者までいっぱいいろんな方がいらっしゃると思
うので、そこでちょっとお聞きしました。

家事のアウトソーシングのことなんですが、私は最近やっぱり健全な家庭ばかり
じゃなくて、私は今持っているヤングケアラーの家庭とか、そういう必要な人のとこ
ろに私はぜひこういうのを活用してほしいなと思っています。はい。

(八重澤会長)

よろしいですか。今菅村委員がおっしゃったのは、法律にも合致しているんじゃない
でしょうか。日常生活と社会生活が円滑に進むうえで、営むうえで、困難な問題を
抱える女性、その恐れのある女性を含む、ということですから、ヤングケアラーは合
致するというふうに考えてもよろしいでしょうか。

(森男女共同参画課長)

ヤングケアラーの話になると、ちょっとまた、法律なりが違ってくるということに
なりますので、今後、都道府県で計画を作らなくてはいけないので、困難な女性とは
どういう対象にするのかっていうところは、また整理をしていきたいと思います。

(八重澤会長)

家事の方から見ると、家事のアウトソーシングは対象になるんですか。

(森男女共同参画課長)

先ほど言った家事のアウトソーシングは、どなたでも利用ができますので、ご希望の方がいらっしゃれば、ぜひ利用していただきたいと思います。

(八重澤会長)

ありがとうございます。余計なことを言って、混乱させて申し訳ありません。他にどうでしょうか。はい、北野委員。

(北野委員)

今の家事のアウトソーシングですけど、例えば、夫婦共働きで、しっかりお二人共稼いでおいでいるところは、それはできるだろうと思うんですけども、例えば先ほど言われた、一人で子供を養っていて、時間がない。でも、何とかできないかっていうときには、逆にその方のために何か行政が支援できるようなことがないと、なかなか利用もできないんじゃないでしょうか。

(八重澤会長)

すみません、ここの下の方に第20条から22条の方に、これは補助とかっていうのが書いてある。これでよろしいでしょうか。

(森田県民文化スポーツ部次長)

すみません、ちょっと補足いいですか。今のアウトソーシングの新規事業の話なんですけど、この事業では普及啓発を目的としています。クーポンが発行されるとご説明しましたが、これは家事代行サービス業者が独自に発行する割引クーポンでして、県のシステムを利用して発行していただき、サービス利用を希望する方に使用していただく、という流れになります。金銭的負担を減らして、家事代行サービスの導入に向けてハードルを下げてください。このように考えております。

(八重澤会長)

ありがとうございました。他にどうでしょうか。はい、中村委員。

(中村委員)

困難な問題を抱える女性というところの関連なんですけれども、最近、離婚の相談を受けているときに、夫からのDVがあったり、モラルハラスメントもそうですけれども、なかなか家を出られない女性、妻がいる。どういうパターンが多いかっていうと、お子さんが発達障害を抱えていて、お子さんに対する対応が難しいと。お子さんが小さいときは、母子支援施設とかそういったところがあるので、そういうところに行って、自立できるように時間をかけて探すことができるんですけれども、お子さんが成年に達しているような場合には、なかなかそういったところがなくて、その家庭から出るに出られない。でも、もうこれ以上精神的にもたないというような相談を受けることが最近多い。

こういった場合に、通常であればすぐそこから家を出ることを考えて、と話をするのですけれども、なかなか行き場がないというようなことが多いので、ぜひこういった今ある制度から、はみ出るようなパターンがどんなところにあるのかというところを探していただいて、そういうところのケアをしていただけたら、いいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(八重澤会長)

他にどうでしょう。越野委員。

(越野委員)

今この資料3をもう1回頭の中で整理して、見ていたんですけど、つまりこの家事アウトソーシングの普及啓発などで、例えば共働き家庭で、どっちもフルタイムで働いていて家事がちょっと回らないときに、大抵女性の方に負担がいくから、よかったらこういうクーポン、業者も出しているので試してみて、こういう選択肢もあるよっていうのも、夫婦内で話し合っ、その中で分担を考えるなり、家事アウトソーシングを使うなりっていうのを考えてみよう、という方向でいきたいとの計画があるということ、よろしかったでしょうか。

それと、安全安心な暮らしの実現が、この困難女性支援法に基づく基本計画の策定と男女共同参画の計画の中に、この法律の施行を踏まえた支援事業とかを、噛ませていきたいということですよ。困難女性支援法っていうのが、男女共同参画の直接的な繋がりがある、円という重なる部分があると思うんですけども、直接その男女共同参画の下に、困難女性支援法がちょっとあるように、この資料だととれてしまう

ので、ちょっとそれが何か話をごちゃっとしている要因なのかなというふうに思っ
て、今考えてたんですけれども。直接的な繋がりというよりは、リンクして、お互
いにカバーしていこうっていう方策ということですよ、今年の計画っていうことで
すよね。

(森男女共同参画課長)

男女共同参画の計画の中には、その女性等に対するあらゆる暴力の根絶という目標
がありますので、おっしゃる通り、そこその困難な問題を抱える女性への支援とい
うところは、リンクするところがあります。困難な問題を抱える女性への支援に関す
る法律の中で、基本計画を策定することが義務付けられてますので、また、どうい
うふうな計画として策定していくかは、今後、国の基本方針も踏まえまして、どうい
うふうに検討していくかは考えていきたいと思えます。

(八重澤会長)

よろしいですか。

(越野委員)

はい。大丈夫です。

(八重澤会長)

どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(越野委員)

もう一点いいですか。青年団の越野です。今回いただいた資料1の17ページとか
の資料なんですけれども、県民の意識のこの資料なんですけれども、年齢別のデータ
とかっていうのは出せないんでしょうか。多分これだいが年齢によって、この意識の
差はすごい大きいと思うので、そこを見ないと、どの世代にどういった意識啓発、若
い人たちにはどういった施策をしなきゃいけないのか、言い方ですけど、高齢者には
どういった意識改革に向けての取り組みをしなきゃいけないのかっていうのを考える
必要があるんじゃないかなと思いましたので、データがあるのであれば、そういった

ものを踏まえたものを出していただけると、この会でもまた話の種になるんじゃないかなと思いました。

(森男女共同参画課長)

はい、ありがとうございます。この意識調査につきましては、年齢別のデータもございますので、またそういったところも来年度の審議会のなかで、お示しできるように考えていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

(八重澤会長)

他はいかがでしょうか。はい、北野委員。

(北野委員)

全く話が変わるんですけど、40ページのところに、公民館長、小中学校PTA会長、自治会長の状況っていうのが載っているのですが、自治会長っていうのは、それぞれの町会で、会長誰にするかっていうことを決めているんですけど、これを県の方から自治会長を女性にしましょうよっていう何かそういうアクションってされているのでしょうか。私も町会の役員をずっとやっているんですけど、そういうお話は全くないですし、これを目標にするっていうのが何となく違和感があります。

(森男女共同参画課長)

こちらを載せていますのは、地域における女性活躍の推進の状況の指標として、お示しをしております。石川県から、自治会長を女性にしましょうよっていう取り組みにつきましては、いしかわ女性基金のほうで、いろんな女性にまつわる事業をやっているんですけども、その中でその地域における女性の活躍を進めるための講座とかを行っております、そうやって女性の能力を高めていって、女性の方が自治会長になっていくような下支えの事業を行っております。直接的に自治会長に女性を、というよりは、講座などを行って女性の活躍できるような能力を高めるような事業を行っております。

(八重澤会長)

よろしいですか。他に何かありますか。松崎委員何かありますか。

(松崎委員)

はい、困難な問題を抱える女性への支援について、縦割りの中で色々なリンクをして支援をされているという話がありましたが、是非、縦割り行政にならないよう各部署で協力しながら、しっかりとした支援をお願いしたいと思います。

(八重澤会長)

ありがとうございます。もしご要望等があれば。

(北委員)

初めてなので、皆さんの意見聞いてるので、精一杯なんですけど、先ほど中村委員がおっしゃった、障害のあるお子さんを抱えているっていうお母さんをというのも、困難な女性って言われてましたし、それであれば、お母さん自身が障害の方っていうのも、本人が困難な女性っていう立場があるのかなっていうのを、ちょっと心のなかで、そっちの方も仕事柄しているので、その話を聞きながら思いましたけど、今最後に松崎委員が縦じゃなくて横で、考えてほしいとおっしゃったので、と思って、納得してました。以上です。お恥ずかしいです、ごめんなさい。

(八重澤会長)

どんでもない、大変良い感想ありがとうございます。じゃあすみません、お隣の浦木委員どうですか。感想で結構です。

(浦木委員)

私も会議に参加したのは初めてで、皆さんの意見を聞いて、なるほどと思うことばかりでした。私は今、中学生の子供がいるんですけど、そういう年代の親の間、どんな感じかっていうと、本当に奥能登のちっちゃい学校の親の話なんですけど、息子が野球部に入っていて、田舎なので送迎をしているんですけども、迎えに行くのが7時過ぎになると、ご飯を作る時間が難しく、私は姑さんと同居しているので、お母さんをお願いしているんですけど、結構お母さん方が普通にお迎えに行ってるんですね。みんなどうやってご飯準備してるのって聞くと、旦那さんが家でやっているおうちの方が多いっていうのがあって、トモ活すごいもう普及しています。洗濯物を干す

のは、旦那さんの役目とか、うちは姑さんがいるので、違うんですけれども、そういう核家族はそうやって、おうちの中でちゃんと分担してきているところもすごく多くなっていて、そういう姿を子供たちも見ているので、そういうもんだと思って育っていくのだろうなというふうにすごく思います。苦手なことと得意なことがあるので、そこは話し合いながらやっていけばいいと思いますし、トモ活のおかげで普及したのかもしれないし、女性が意見を言えるようになって、そうなったのかもしれないですけど。

(八重澤会長)

貴重な具体的なご意見を本当にありがとうございます。では魚さんいかがですか。

(魚委員)

県の国際交流協会の魚でございます。私も今回初めて参加させていただきまして、この会議の状況を聞いておりまして、私もちょっと感想だけになると思いますけど、いろんなデータを見て、ちょっとえーと思ったのが、育児休業の取得状況が女性の場合は全国平均をかなり上回っているのに、男性の場合は全国平均をかなり下回っていると、これは何なのかなと。石川県の場合、やっぱり女性は育休を取りやすいけど、男性はどうなのか、企業さんの方なのか、本人の意識なのか、周りをどうしても気になるのか、ちょっとその辺のもう少し細かい分析があれば、いいのかなというふうにも思ったわけでございます。

あと先ほど、どなたかもおっしゃいましたけど、いろいろ市町村のデータで自治会長の女性の割合、そういうことは、実は私白山市の方で新しくできる地域コミュニティの地区の会長を務めさせていただくことになりましてですね、白山市からもぜひ女性を、あるいは若い人、どんどんそういう組織に入れてほしいというのはあったんですが、実際スタートしたとき、ほとんど年配の男性の方がどうしても中心になってしまってますね、スタートは仕方ないにしてもですね、これから少しずつ若い力あるいは女性のそれが絶対必要だと思ってるんですが、なかなかそれが見つからない。皆さんやっぱり仕事で手一杯ということで、そういった組織になかなか入ってくれないとかですね、それは逆にどうやって入れようかなということで、これからはそれが私としての課題というか、ということもございまして、本当に言うは易く、行うは難しい、そういうようなことを考え、感じております。

あと私の組織であります石川県国際交流協会につきましては、女性の職員、結構おられます。ただ正規の職員は実はこちらにはおりませんで、県庁からの出向職員と、嘱託、臨時職員、そういうことになってまして、ですから結構、臨時、嘱託の職員の方に、非正規なんですけども、結構頼っているところがあるんですが、どうしてもそこは、3年の任期ということで、面接なんかしていると、本当に若くて、若いだけではないんですけど、女性の方ってものすごく意欲のある方もおるんですが、いざ採用するとすると、例えばその方が新婚の場合に、もしお子さんができれば当然育休とかですわ、考えるんですが、3年間という期間限定の中でですわ、そうするとどうしてもそこがですわ、少し考えざるをえない。もちろん、能力がある人は採るということですからですけども、本当になかなかこの限定された期間の中でですわ、どういう形で採用するのが一番いいのかという、そのちょっと悩みとかということもあって、何かその辺をうまく活用ができる方法ないのかなという、思ったりもしています。雑多な感想ですみません。ありがとうございました。

(八重澤会長)

ありがとうございました。全員の出席した委員の方からご意見、ご感想いただきまして本当にありがとうございました。まだまだ発言されたい方もいらっしゃると思うんですが、本日はこれで予定しておりました、協議事項全て終わりました。

それから委員の皆様にも忌憚のない意見をたくさん頂戴いたしまして、本当に感謝申し上げます。全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。本当にありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

(酒井県民文化スポーツ部長)

八重澤会長、委員の皆様、本当に幅広い観点からのご意見ありがとうございました。男女共同参画の推進、なかなか一朝一夕には、解決しない課題ですけれども、少しずつでも前に進めていきたいな、というふうに考えています。

本日たくさんご意見いただきました、家事のアウトソーシングもその中で、一つ新しい取り組みとしてですわ、もちろんこれまでやってきたトモ活も推進しながら並行

して、家事そのものを外部に出すという形で、家事負担軽減を図ろうという考えでございます。もちろん民間事業者のサービスですので、そこになかなかご支援はできないので、普及啓発ということで、旦那さんがおうちに入るのはっていう話ありましたけども、もっと言えば親がそんなことしてみっともない、近所の人があそこのうちはとか、そういう意識ももちろんありますので、そういうことも含めてですね、どういう形で啓発していけば、そういうことが薄らいでいくのか、そういう普及啓発をですね、本日いただいた意見も参考にさせていただきながら、新規事業ですので、しっかりと考えていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。今後も頑張っていきたいと思っております。

(司会)

これをもちまして、令和4年度石川県男女共同参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。